

2020.7.1

7月の予定

・7/8 (月)

18時から19時30分

研修委員会 事業再生経営者保証ガイドライン研修@ZOOM

講師：片岡牧先生（堂島法律事務所）

・7/21 (火)

11時30分から12時30分

第4回 幹事会

・7/21 (火)

12時30分から13時30分

第2回選考委員会「意見を聴く会」

春秋会

ニュースレター

2020.7



法曹養成制度が変わります。

平野惠稔会員ご寄稿



1. 法曹志望者の減少

司法試験の出願者数は、2011（平成23）年度に1万2000人弱であったところ、2020（令和2）年度には4200人余りまで落ち込んでいます。また、法科大学院の志望者数も、法科大学院数や定員数が大きく減少しているにもかかわらず（最大74校が2018（平成30）年度は39校。入学定員はピーク時（2005（平成17）年）の5825人から、2018（平成30）年度には2330人（前年度比236人減）、ほとんどすべての法科大学院で受験者が減っているのが現状です。実入学者数は2018（平成30）年が最低で、1620人程度とされています（2019（令和元）年は少し回復して1860人程度といわれています）。このような法曹志望者の減少の理由として、法曹資格の取得までに時間とお金がかかりすぎる可能性があるのではないかとということで、法曹養成制度の改革が議論されてきました。

2. 現状の法曹養成制度

（1）法科大学院を卒業して法曹になる最短コース

現状の法曹養成制度を念のために説明すると、法科大学院を卒業して最短で法曹になろうとすると次のようになります。

X 年度	4月	大学の法学部に入学
X+3 年度	7月～	法科大学院既修者コース（2年）に入学するために、既修者認定の入学試験（法科大学院によって基本7法（憲・民・刑・商・行・民訴・刑訴）すべての法律科目の試験だったり、一部だったりします）を受験して合格しておく。時期は法科大学院による。国公立は11月。
X+3 年度	3月	大学法学部卒業
X+4 年度	4月	法科大学院既修者コースに入学
X+6 年度	3月	法科大学院卒業
X+6 年度	5月下旬	憲・民・刑の短答（1日）と基本7法+選択科目1科目の論文（3日）の司法試験を受験

7月号内容紹介 (P 2)

1 法曹養成制度が変わります。

これまでの制度内容。

P 1～P 6

2 改正民法○×クイズ

P 6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

P 7～P 8

4 今月号の TeaBreak

お店紹介、P 9

X+6 年度 9 月	司法試験合格発表
X+6 年度 12 月	司法研修所入所 導入修習 (1 か月)、分野別修習 (8 か月)、集合修習・選択修習 (各 2 か月) と 2 回試験を経る。
X+7 年度 12 月	法曹資格取得 (2 回試験合格発表) → 任官、任検、弁護士登録 (1 月の人も多い)

最短で、大学入学からは 7 年 8 か月を要します。実は、最近では、大学は 4 年ではなく、早期卒業や飛び級をして、3 年終了で法科大学院既修者コースに入学する人も結構な数います。そうなると 6 年 8 か月コースとなります。

また、法科大学院卒業生が司法試験に落ちた場合、卒業後 5 年間受験することができます。

法科大学院には既修者コースとは別の未修者コース (3 年) があり、他学部出身や社会人経験のある多様な人材が未修者コースで学ぶことが想定されており、法科大学院教育では、この未修者コースが本来の姿であるともいえるのですが、今回の改革の対象とはなっていません。

(2) 予備試験に合格して法曹になるコース

予備試験が残った立法趣旨は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない」者が、法科大学院卒業資格がなくても、司法試験を受験できるようにするためです。

予備試験は、旧司法試験と同じく、短答・論文・口述試験があり、誰でも (大学卒業見込みなどでなくても) 受験できます。旧司法試験と違うのは、法曹養成制度の中核として位置付けられる法科大学院卒業と同程度の力を持っていることを確認する試験なので、短答式試験では、基本 7 法に加え、一般教養科目 (人文科学、社会科学、自然科学、英語) の知識が問われます (基本 7 法が各 30 点×7=210 点、一般教養科目が 60 点で合計 270 点のうち、おおむね 6 割強を取れば合格するといわれています)。

また、論文式試験では、基本 7 法に加え、一般教養科目 (人文科学、社会科学、自然科学)、法律実務基礎科目 (民事実務、刑事実務、法曹倫理) の知識が問われます (基本 7 法及び一般教養科目が各科目 50 点満点、法律実務基礎科目が民事及び刑事それぞれ 50 点とし合計 100 点満点、全て合わせて 500 点のうち、おおむね 5 割強を取れば合格するといわれています)。

口述式試験では、法律実務基礎科目のうち、民事実務及び刑事実務の知識が問われます。

予備試験は、経済的事情などで法科大学院へ行けない人のために作られた制度ですが、基本 7 法の配点が高く、結局、試験に強い若い秀才が時間とコストがかかる法科大学院を避けて法曹資格を得るために受験する実態が年々増してきています。予備試験が始まった当初は、予備試験受験者は東京の一部のエリート校の学生に限られていましたが、最近では全国的な傾向となり、予備試験を受験して落ちたら法科大学院に行く、法科大学院でも予備試験を受け続けるという傾向にあります。

最新の 2019 (令和元) 年度の司法試験では、法科大学院卒業生が 4537 人受験したのに対し、予備試験合格者が 393 人受験し、合格者 1502 人のうち、315 人が予備試験合格者でしたが、予備試験合格者は、20-24 歳が約半数の 155 名、職業では大学生と法科大学院生がそれぞれ約 3 分の 1 の 94 名となっています。

予備試験ルートでは、大学卒業して最短でなる場合は、次のようになります。

7月号内容紹介 (P3)

1 法曹養成制度が変わります。

これからの制度内容。

P 1～P 6

2 改正民法〇×クイズ

P 6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

P 7～P 8

4 今月号の TeaBreak

お店紹介、P 9

X 年度	4月	大学の法学部に入学
X+2 年度	5月下旬	基本7法+一般教養の予備試験短答(司法試験と憲・民・刑の試験は共通なので司法試験の最終日に行われる試験を受けます)
X+2 年度	7月	基本7法+一般教養科目+法律実務基礎科目の予備試験論文
X+2 年度	10月	民事・刑事の法律実務基礎科目の予備試験口述
X+2 年度	2月	予備試験合格発表
X+3 年度	5月下旬	憲・民・刑の短答と基本7法+選択科目1科目の論文の司法試験を受験
X+3 年度	9月	司法試験合格発表
X+3 年度	12月	司法研修所入所(大学は休学)
X+3 年度	3月	法学部卒業(卒業式直前に復学)
X+4 年度	12月	2回試験合格発表

大学入学からは4年8か月となります。また、予備試験には大学卒業見込みなどの資格は不要ですので、制度上は、何歳でも合格することができます。今回の改革の趣旨は、法曹志望者を増やすことですが、同時に、予備試験ルートに流れる若い学生に法科大学院で学んでもらうということにもつながると期待されています。

3. 今回の改革

今回の改革への評価はいろいろですので、まったく評価を加えずにご紹介します。文科省が作成した、添付の概略図 I の通りですが、

(文科省の概略図 I)



①3年で卒業する法曹コースが法学部にできること、②法科大学院の最終学年で司法試験を在学中受験できること、が変わります。そして、大学と法科大学院が個別に法曹養成連携協定を締結し、これを文科大臣が認定します。法科大学院は、入学ルートとして、従来と同じ、法学部の卒業生に対し、入試をして入学させる一般選抜等の他に、協定によって、法曹

7月号内容紹介 (P 4)

1 法曹養成制度が変わります。

法曹コースとは。

P 1～P 6

2 改正民法○×クイズ

P 6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

P 7～P 8

4 今月号の TeaBreak

お店紹介、P 9

コースから入学させる特別選抜枠（法学部3+法科大学院2）を設けることができるようになります。

法曹コースができると特別選抜枠で法科大学院に進学する学生は次のようになります。

X 年度 4月 大学の法学部に入学
入学後、法科大学院によるが、大学2回生になるとき、または、3回生になるときなどのタイミングで、法曹コースに入る。

X+2 年度 3月 法学部卒業
法曹コースで、協定で定められた一定の優秀な卒業成績を取めると法学部を3年で卒業できる（法曹コースに入っても成績が悪ければ通常の4年での法学部卒業となる）。

X+3 年度 4月 法科大学院入学（特別選抜（無試験）枠）
協定で定められた一定の優秀な特別選抜に足る成績を取めれば法学部と協定している法科大学院を無試験（面接のみ）で入学できる。

X+4 年度 7月中旬から下旬
（この枠内でできるだけ遅くすることで法科大学院と司法試験管理委員会が実務を調整中）

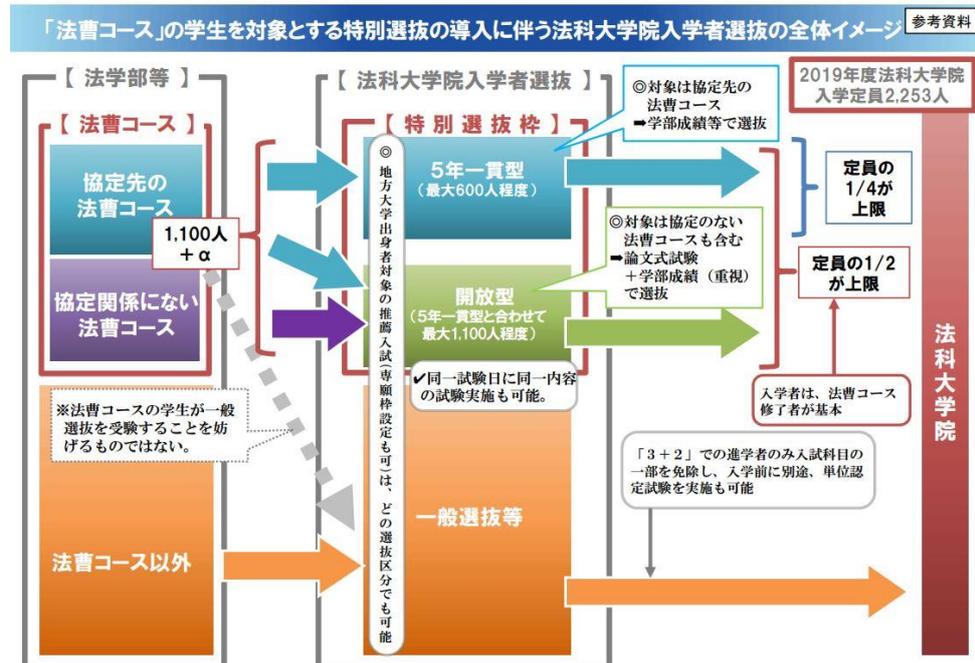
司法試験
X+4 年度 3月 法科大学院卒業
X+4 年度 3月 20日頃（正式には未定）
司法修習開始

X+5 年度 3月頃 法曹資格取得（法科大学院卒業が条件となる）

協定先の法曹コースを卒業すれば6年で法曹資格を取得し、1年8か月短縮されることになります。

しかし、文科省の概略図Ⅱを見てもらえばわかるように、これからは法科大学院卒業生もいろいろなパターンでの法曹資格取得者ができます。

（文科省の概略図Ⅱ）



7月号内容紹介 (P 5)

1 法曹養成制度が変わります。

在学中の合格も。

P 1～P 6

2 改正民法○×クイズ

P 6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

P 7～P 8

4 今月号の TeaBreak

お店紹介、P 9

	法学部	法科大学院	修習	所要年数
1	協定先の法曹コース	協定先の法科大学院特別選抜枠5年一貫型	1年	「3+2」の5年
2	協定先の法曹コース その他法曹コース	(協定先の大学院特別選抜枠の入学基準を満たさない、協定先以外の法科大学院を希望するなど) 法科大学院特別選抜枠開放型(学部の成績は重視されるが論文試験がある)	1年	「3+2」の5年
3	その他法曹コース	法科大学院の一般選抜(従前と同様の法科大学院の入試に合格して入学)	1年	「3+2」の5年
4	通常の法学部卒業	法科大学院の一般選抜	1年	「4+2」の6年

注意すべき点として、今回の改革では、法学部卒業、法科大学院卒業、司法試験について、基準に変更がありませんでした。特に司法試験の内容や合格基準について何ら変更がなく、文科省も今回の法曹養成連携協定における法曹コースの定員を各大学・法科大学院が定めるについて、従前の司法試験合格率を下回ることがあってはならない(下回れば不利に扱う)という行政指導をしたために、各大学・法科大学院の法曹コースの定員は大きなものではなく、さらに、当初から法科大学院側では定員枠全員を卒業・入学させることは困難と感じていることも多く、実際の上記1のパターンについては、概略図Ⅱでは定員の1/4が上限としています。従前の飛び級枠で卒業・入学・司法試験合格するような人数をにらんで定めており、そう多くの学生を見込んでいません(飛び級・早期卒業者を基準にしているところが多いです。また、飛び級・早期卒業者に比べ、法曹コースの卒業基準の方がレベルが高い(基本7法が必須になっているなど)ために、従前の飛び級・早期卒業者数以下を予想する教授もいます)。

さらに、在学中受験ができることになっても、従前は法科大学院で2年学び、後期の試験終了後数か月を受験勉強に専念して受験していた司法試験を、新制度では、法科大学院2回生の7月中下旬に受験して合格する必要があり、現時点でこの時期に司法試験に合格するような実力のある学生がどれくらいいるかということを考えると、実際の在学中受験の合格者が多数になることはありえないとも考えられます。そうすると、5年しか司法試験を受験できないという制度のもとでは、そもそも自分の実力を考えて在学中受験をしない学生も相当多くなることも予想されます。一方、司法試験が資格試験といいながら、現実には、1500人の枠をめぐる競争試験であるならば、在学中受験の合格者が多数になることも考えられます。その場合に、司法修習生の質が落ちるのか(司法試験合格の基準が下がっているから)、落ちないのか(研修所入所には法科大学院卒業の条件があり、司法試験受験後の法科大学院の教育が質を維持することになることが考えられる)も予測できません。もし、質が落ちるとなると、弁護士会としても、司法試験合格についての絶対基準を維持することを求めることになると思われます(そうすると2023年度の司法試験合格者は激減することになります)。

また予備試験の日程等は明らかではありませんが、大学卒業資格を持つ予備試験経由の合格者の最短養成期間は大学の4年間となります。

7月号内容紹介 (P 6)

1 法曹養成制度が変わります。

在学中受験とカリキュラム内容。

P 1～P 6

2 改正民法○×クイズ

実務で重要なものばかり。

P 6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

P 7～P 8

4 今月号の TeaBreak

お店紹介、P 9

4. 今後の課題

(是非は別として) 制度の枠組みは決まりましたが、今後、法曹コースのカリキュラムの中身がどうなるのか注目されます。実際の計画を聞くと、既に私立の法科大学院では法曹になるための特別なコースが設けられており、それに多少の手直しすることを考えているところも多々あります。一方、法曹コースといいながら、別コースというのではなく、通常の法学部の授業をうけながら、一定の基準にあった科目選択と成績があれば法曹コース終了・法学部卒業とする法科大学院もあり、千差万別です。法曹コースが法曹養成全体にどのくらいの影響を与えるのか、影響が大きければそのカリキュラムをどうするのが課題となります。

また、既修コースの学生が法科大学院の2回生7月中旬から下旬に司法試験を受けることになることによる、カリキュラムの編成が注目されます。特に、実務に関連した模擬裁判などの科目が2回生の後期に置かれることが予想され、どのような内容になるのか注目されます。また、在学中受験をする人としていない人が二分された場合、法科大学院の教育を在学中受験に向けたものにするのか、卒業後に受験することを念頭におけばいいのか、後者なら従前のカリキュラムに大きな変更はなく、後者なら、実務関連科目の配置や内容も含めて、今後の大きな課題となります。

(大江橋法律事務所 41期 平野恵稔)

改正民法○×クイズ第2回

1 はじめに

今月の改正民法のクイズです。

答えは、春秋会ホームページに掲載します。下のリンクをクリックしてください。

2 7月の問題

【テーマ 法定利率】

Q 1 2020年4月から、民法上の法定利率は年5%から年3%となったが、商事法定利率も同じく2%引き下げられ、年6%から年4%となった。

Q 2 2020年4月以降に成立した金銭消費貸借契約においては、利息に関する定めがなくても、法定利率(年3%)による利息が生じる。

Q 3 2020年4月から、特約がない限り、遅延損害金の利率も年3%となる。

Q 4 2020年3月1日に発生した交通事故について、不法行為に基づく損害賠償金の遅延損害金の利率は、年5%である。

Q 5 2020年3月1日に発生した労災事故について、安全配慮義務違反に基づく損害賠償金の遅延損害金の利率は、年5%である。

3 解答

<http://osaka-shunjiyu-kai.com/report/%e6%98%a5%e7%a7%8b%e4%bc%9a%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%ac%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%80%80%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%8e%ef%bc%97/>

(パスワード sjntnt)

(弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期 根本俊太郎)

7月号内容紹介（P7）

1 法曹養成制度が変わります。

P1～P6

2 改正民法〇×クイズ

P6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

昭和にタイムスリップ。

P7～P8

4 今月号の TeaBreak

お店紹介、P9

関西ローカル線乗り鉄紀行（1）vol.1

1 はじめに

私こと広瀬が、電車に乗るのが趣味であることは、昨年の春秋会報秋号に書きなぐらせていただいたが、どの線に乗るのが面白いかという各論については、紙面の都合上書けなかったのので、この場を借りて、少しずつ紹介させていただきたいと思う。

1回で終わる可能性が高いにもかかわらず、乗り鉄紀行（1）とさせていただいたが、まずご紹介したいのは、めっちゃ近場。南海電鉄汐見橋線である。

2 汐見橋駅

南海汐見橋線とは、難波の西約1.5キロ、地下鉄千日前線、阪神なんば線の桜川駅（いずれも地下駅）に隣接する汐見橋駅から岸里玉出駅までの、4.6キロを走る都会のローカル線である。

4.6キロで、駅数は起点終点を含めて6駅。所要時間は9分である。

同業者（弁護士という意味ではなく鉄系の人）の中では、結構有名な線で、ネットにも探訪記が上がりまくっているのでも、今回は趣向を変えて、途中の木津川駅で降りて、少し歩いて渡し船で大正区に渡る。別の渡し船で西成区側に戻り、津守駅から再度汐見橋線に乗り、岸里玉出に向かうことにする。

桜川駅から地上に上がると、汐見橋駅がある。



外から見ると、のっぺりとした何の変哲もない建物であるが、一步入ると昭和の雰囲気漂いまくっている。天井だけが高く、がらんとした何も無い空間、人気のないけだるい午後。東南アジアの駅にきたようだ。写真は、午後1時ごろのごく普通の時間である。

汐見橋線というのは通称で、この区間は、正式には南海高野線の一部である。一般に南海高野線というと、難波から河内長野や橋本に向かう、電車が高頻度で走る幹線であると認識されているが、している。実質的には、別の線区であり通称「汐見橋線」と呼ばれているのだ。

7月号内容紹介 (P 8)

1 法曹養成制度が変わります。

P 1～P 6

2 改正民法○×クイズ

P 6

3 関西ローカル線乗り鉄紀行(1)vol.1

次号以降で船にも乗ります。

P 7～P 8

4 今月号の TeaBreak

暑気払いにぜひ。

お店紹介、P 9



これらの電車は、厳密にいうと、難波から岸里玉出まで南海本線、岸里玉出から南海高野線を走っている。岸里玉出で南海高野線は完全に分断され、この区間だけは別の運転系統となっている。この区間は、「こうや」も「りんかん」も急行も走らない。おおむね、日中は30分おきに、2両の電車が行ったり来たりしている。実質的には、別の線区であり通称「汐見橋線」と呼ばれているのだ。このように、不便な線であるから、当然のことながら乗客は少ない。

その結果、南海電鉄としては、設備投資は後回しになるらしく、昭和的な雰囲気漂う素晴らしい路線になっているのである。



ホーム等を観察しているうちに、30分に一本の電車が入ってきた。普通によくみる南海電車の車両である。所要時間9分で、30分おきということは、この電車がひたすら汐見橋—岸里玉出間を往復していると思われる。

※8月号につづく(8月号は、秘境駅の木津川駅からです。乞うご期待。編集担当)

(甲斐・広瀬法律事務所 60期 広瀬元太郎)

2020 年度

広報委員の紹介

委員長 中森俊久 (55 期)

有村とく子 (50 期 昨年度委員長)

山口昌之 (58 期 担当副幹事長)

浦寛幸 (59 期 HP・新人歓迎会担当)

広瀬元太郎 (60 期 WEB化担当)

木場晶子 (67 期)

加藤卓 (68 期 写真担当)

鮫島千遙 (68 期)

吉留慧 (68 期)

信吉将伍 (69 期)

高一成 (69 期)

根本俊太郎 (70 期)

佐久間ひろみ (71 期)

足立敦史 (71 期)

中西教子 (72 期)

才木晴幹 (72 期)

今月号の TeaBreak

今月は、7月号編集担当の足立より、おすすめのお店を紹介いたします。そのお店は、京都の下鴨にある茶寮宝泉です。ここのわらび餅が絶品です。



お代は、950円。税込みで1000円を超えます。わらび餅にしては高すぎる。しかし、実際に食すれば、納得の価格。味は表現すると陳腐になるので控えます。これまでに食べたわらび餅、いえ、スイーツの中で最も美味しいものの一つです。

私は、6月号のウーバーイーツの記事で、ファミリーレストランのビーフシチューを美味しいと絶賛したため、「ほんまにそんなに美味しいのか」と疑問を持たれる方もいらっしゃると思います。

そこは、ご安心ください。味にうるさいやんちゃな甥っ子を連れていったところ、直前まで茶団子が食べたいとごねていたのに、一口食べて「こんなところに連れてきてくれてありがとう」と言わせた一品です。

このお店、わらび餅はテイクアウトできず、取り寄せもやっていないため、実際にお店まで足を運んでもらう必要があります。また、交通の便もそれほどよくありません。京阪「出町柳駅」から徒歩20分。市バス「下鴨東本町」から徒歩3分。

<https://tabelog.com/kyoto/A2601/A260503/26001872/dtmap/>

もっとも、お店は、老舗旅館のような佇まいで、客間の和室からは日本庭園のように手入れされたお庭をみながら、ゆったりとした時間を過ごすことができます。

ぜひ、お店をご訪問いただいて、わらび餅を味わってもらえたらと思います。

何かお店の営業みたいな記事になってしまいましたが、もし行かれた方で、そんなに美味しくないじゃないかとの感想をもたれた方は、広報委員まで苦情を受け付けます（笑）。

(弁護士法人阪南合同法律事務所 71期 足立敦史)

●春秋会ニュースレターに掲載する記事等を募集します！

掲載希望の記事や写真などありましたら、中森委員長宛

(t-nakamori@abenolaw.jp)にお送り下さい。

タイトル横の写真は、毎号、加藤卓委員にご提供いただいております。写真の本人には天王寺動物園に行けば会うことができるそうです。園は、5月26日から営業を再開していますので、この機会にぜひ。